

令和9年度高砂市民提案型地域協働推進事業



夢の代補助金

提案募集

最大 **50** 万円
を補助！！



募集期間

10月5日(月)から
12月4日(金)まで

- ・地域活性化事業
- ・団体設立支援事業

みなさんの提案で高砂市を盛り上げませんか？
たくさんのご応募をお待ちしております！
お気軽にご相談ください！

お申込み・お問合せ

高砂市 協働部 地域振興課

TEL：079-443-9006

FAX：079-443-0009

住所：〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

受付時間：平日8：30～17：15

市ホームページはこちら





目次

1	補助金制度の目的	1
2	補助金の交付対象となる団体	1
3	対象事業	1
4	補助金の種類と概要	2
5	募集期間	2
6	応募方法	3
7	選定の基準	3
8	補助金の交付対象事業の実施期間	4
9	手続の流れとスケジュール	4
10	補助金の限度額及び対象となる経費	7
11	補助金交付決定後について	9
12	「夢の代」ロゴマーク等の表示について	10
13	よくある質問（FAQ）	11
14	山形蟠桃と「夢の代」	13

1 補助金制度の目的

高砂市の地域協働によるまちづくり推進事業「夢の代」補助金は、市民の参画と協働による市民が主役のまちづくりを推進するため、市民が企画・提案し、実践する活動に対して活動費等の一部を支援する補助金制度です。

市民の主体的な地域まちづくり活動を活性化し、「にぎわいとうるおいのある元気な高砂市」の実現を目指すとともに、地域コミュニティの再生を図ることを目的として実施します。

2 補助金の交付対象となる団体

- (1) 代表者及び構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している3人以上のグループであること。
- (2) 活動拠点が市内にある団体であること。
- (3) 非営利の活動を行う団体であること。

＜交付対象外となる団体＞

次の団体は交付対象外となりますので、該当する可能性がある場合は、事前にお問い合わせください。

- (1) 限度回数まで当補助金の交付を受けた団体
- (2) 当補助金を受けている団体、又は、当補助金の申請を予定している団体の構成員が3分の1以上重複する団体
- (3) 宗教的、政治的活動を目的とする団体
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (5) 公共の福祉に反する活動を行う団体
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員の統制下にある団体

3 対象事業

- (1) 営利を目的としない市民の自主的、主体的な社会参加活動で公益性があり、市民生活及び地域社会の維持発展に寄与することを目的とした事業であること。
- (2) 幅広く市民が参加でき、市全域に新たな活気とうるおいの創出が期待できる独創性のある事業であること。

＜対象外事業＞

次の事業は対象外となりますので、該当する可能性がある場合は、事前にお問い合わせください。

- (1) 国又は地方公共団体（外郭団体を含む。）から助成を受けている事業
※事業名・団体名称が異なっている場合でも、事業の内容・団体の構成員等から実質的に同一の事業と判断できるものについては対象外となる場合があります。
- (2) 市が実施する事業と実質的に同一事業とみなされる事業
- (3) 宗教的活動及び政治的活動を目的とする事業
- (4) 団体の活動拠点となる施設等の整備を目的とする事業
- (5) 特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 個人の趣味的な活動や共益的な事業

4 補助金の種類と概要

区分	地域活性化事業	団体設立事業
補助事業の内容	営利を目的としない市民の自主的かつ主体的な社会参加活動で、公益性が高く、市民生活及び地域社会の維持発展に寄与することを目的とした事業、かつ、幅広く市民が参加でき、 <u>他団体等と協働し</u> 、市全域に新たな活気とうるおいの創出が期待できる独創性のある事業	左記の「地域活性化事業」の実施を目指す市民活動団体（発足から5年未満）の初期活動に係る事業
補助限度額	50万円	5万円
補助率	補助対象経費の75%	補助対象経費の100%
交付回数	同一団体に対する補助金の交付回数は、事業が異なる場合でも3回を限度とする。	1団体につき1回のみとする。
申請の条件	(1)団体の構成員が5名以上であること。 (2)市・他団体等との協働事業であること。 ※書類提出までに、市の関係部署と事前調整を行ってください。	(1)団体の構成員が3名以上であること。
審査方法	・書類審査 ・提案の聞き取りによる審査（公開プレゼンテーション）	・書類審査のみ

※補助制度の見直しにより、将来、上記の交付回数等を変更する場合があります。

5 募集期間

令和8年10月5日（月）から令和8年12月4日（金）まで

※本事業は、令和9年度予算成立後、速やかに補助事業を開始できるようにするために事前に募集の手続きを行います。そのため、令和9年度予算成立が前提であり、補助事業の内容などに変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

※提出書類に不備があった際は、再提出を依頼する場合がございますので、お早めにご提出ください。

6 応募方法（地域活性化事業・団体設立支援事業）

<提出書類>

- ☐ 企画提案書
- ☐ 事業計画書
- ☐ 収支予算書(及び見積書等、経費の根拠となるもの)
- ☐ 団体概要書(規約または会則、直近の決算書類、会員名簿のほか、団体のリーフレット等)
- ☐ 誓約書

<提出先>

高砂市役所 協働部 地域振興課 本庁舎2階⑫窓口（☎079-443-9006）

※募集要項、各書類については、高砂市ホームページ（ID：14168）からダウンロードしていただくほか、地域振興課、各地域交流センターにもご用意しています。

※注意点

- (1) メール、ファックスによる応募は受付できません。また、提出いただいた書類は返却しませんので、必ず写しを保管してください。
- (2) 提出された書類は、公正性・透明性を高めるため公開（審査）の対象とします。
- (3) 多くの団体に補助金をご活用いただくため、1団体あたり1提案までとします。
- (4) 申請をお考えの際は、補助金についての説明等を行いますので、事前に地域振興課までご相談ください。

7 選定の基準

審査にあたっては、申請内容を次の基準項目に基づき総合的に評価し選定します。事業計画書等の記入にあたっては、これらの基準項目を考慮してご記入ください。

基準項目	基準
公益性	・地域の課題解決など、還元される内容であるか。 ・住民の共感が得られ、住民参加型であるか。
独創性	・団体や地域の特性を活かした内容であるか。 ・協働事業としての先進性、モデル性があるか。
協働の有効性	・協働事業による効果的な住民サービスに期待できるか。 ・協働相手との役割分担が明確で相乗効果にも期待できるか。
実現性・実効性	・事業目的や計画が明確で実現性の高い事業規模であるか。 ・具体的な効果や成果が期待できる組織力と熱意があるか。
発展性・継続性	・事業定着と発展性、継続性が期待できるか。 ・地域活動の活性化と自治力の向上が見込まれるか。

8 補助金の交付対象事業の実施期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※「事業の完了」とは、事業の実施終了だけでなく、収支の精算及び団体内における承認手続等がすべて終了した状態をいいます。

9 手続の流れとスケジュール

●地域活性化事業（補助限度額：50万円）

〈令和8年度スケジュール〉

時期	手続の内容
10/5(月)～12/4(金)	○応募書類（企画提案書等）の受付・提出（12月4日(金) 必着） （書類の書き方等でご不明な点がございましたら、事前にご質問いただき、応募期間内に不備のないよう提出してください。）
12/7(月)～	○第一次審査（事務局による書類審査） （第一次審査結果通知については、第一次審査終了後、速やかに団体代表者宛に書面にて通知します。）
1/24（日）	○公開プレゼンテーション（外部委員会による評価） （応募団体にプレゼンテーションしていただきます。なお、審査の公平性の観点から、同一の発表者が複数の発表を行うことは認められません。）※公開プレゼンテーションに欠席された場合は、辞退したものとみなします。
2月	○第二次審査（庁内委員会による審査） （公開プレゼンテーションを踏まえて、審査を行います。）
3月	○審査結果通知 （団体代表者宛に書面にて通知します。）

※交付対象事業の決定にあたり、選定委員等からの意見等により、事業計画等を一部修正していただくことがあります。また、補助金額についても、事業採択後に補助対象経費を精査して決定することがあります。

※外部委員会では、企画提案書などの提出書類がそのまま会議資料となるため、作成する際は十分ご注意ください。

〈令和9年度スケジュール〉

時期	手続の内容
4月	事業実施期間：令和9年4月1日から令和10年3月31日まで ○補助金交付申請 （補助金交付申請書を提出していただきます。その後、市から補助金交付決定通知書を送付します。） ○補助金概算払い請求 （交付決定額を請求（概算払）していただきます。お支払いは、団体名義の口座が必要です。）※相手方登録の必要があります。
7月～8月	○進捗状況報告 （進捗状況報告会に必ず出席していただきます。）
2月	○実績報告 （事業終了後、速やかに実績報告書、事業報告書、収支決算書、会計簿、領収書等その他必要な書類を提出していただきます。）
3月	○精算手続き （提出された書類をもとに補助金の精算手続を行います。）

●団体設立支援事業（補助限度額：5万円）

令和8年10月5日(月)から通年募集しています。応募書類（企画提案書等）を作成のうえ、「6 応募方法(4ページ)」を確認し、提出してください。



補助金交付申請（地域活性化事業・団体設立支援事業）

<提出書類>

- ☐ 補助金交付申請書
- ☐ 事業計画書
- ☐ 収支予算書(及び見積書等、経費の根拠となるもの)
- ☐ 補助金（概算払）請求書（概算払いの場合のみ）
- ☐ 相手方登録申請書

進捗状況報告（地域活性化事業）

<提出書類>

- ☐ 進捗状況報告書
- ☐ 事業のパンフレット
- ☐ 事業の様子等の写真

実績報告（地域活性化事業・団体設立支援事業）

<提出書類>

- ☐ 実績報告書
- ☐ 事業報告書
- ☐ 収支決算書
- ☐ 差異理由
- ☐ 会計簿
- ☐ 領収書（原本または写し）
- ☐ 補助金請求書（精算払いの場合のみ）

◎提出書類の様式について

様式は、高砂市ホームページ（ID：14168）に掲載していますので、ダウンロードをお願いいたします。

◎提出方法について〈補助金交付申請・進捗状況報告・実績報告〉

○窓口（高砂市役所 協働部 地域振興課 本庁舎2階⑫窓口）

○メール（tact1570@city.takasago.lg.jp）

○オンライン申請

（URL: <https://logoform.jp/form/GdUU/1743509>）



ホームページQRコード

10 補助金の限度額及び対象となる経費

支出項目	内容	補助対象外経費
報償費	外部講師・専門家・出演者などに対する謝礼等 ※報償費の上限は、補助限度額の3割以内です。 地域活性化事業・・・15万円以内 団体設立支援事業・・・1.5万円以内 ※謝礼金は1人1回あたり3万円を上限とし、複数回実施する場合は、2回分（6万円）を上限とします。 ※講師が複数人で構成する団体の場合は1団体1回5万円とします。 ※上限を超える金額は、対象外経費として計上してください。	主催関係者への謝礼等
旅費	外部講師・専門家・出演者などに対する交通費、旅費等 ※事業実施に伴う研修、打合せ、講習会等の会議に団体の構成員が出席するために、予め計上している旅費（使用者、日付、行き先、交通手段が明確なものに限る）は、対象となります。	主催関係者への交通費等（左記内容のものを除く。）
消耗品費	消耗品、材料の購入費、原材料費	
燃料費	作業等の機械・本事業に使用する車両等の燃料費等	移動目的に使用する燃料費
印刷製本費	チラシ、パンフレット等の印刷費、デザイン費、資料コピー費等 ※見積書及び仕様書等によって、内容が確認できるものに限ります。（領収書のみは不可）	
食糧費	外部講師等の昼食代等に係る費用等 ※団体設立支援事業の場合、補助対象外です。	団体会員の食糧費等
通信運搬費	郵便等の通信費等	私的使用による経費と事業に係る経費が明確に区別できないもの

支出項目	内容	補助対象外経費
保険料	事業実施に必要な、ボランティア保険等	参加者が任意に加入する保険料等
広告宣伝費	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等への広告掲載料、新聞折込料等	
委託料	調査、資料作成、看板制作、翻訳等の委託料等 ※仕様書等によって、委託業務内容が確認できるものに 限ります。(領収書のみは不可) ※10万円(消費税込)を超えるものは2者以上で見積り をとり、収支予算書に添付のうえ、提出してください。	当該補助事業をそのまま再委託したもの
使用料及び賃借料	会場借上げ、車両、機材、機器等の賃借料等	
その他	上記以外で、市長が補助対象事業の実施に特に必要であると認めるもの	

※支出の根拠を収支予算書に分かりやすく記載してください。また、各支出項目の内訳について、明細書等の提示を求める場合があります。

・ 〈補助対象外経費〉

- ☒ 備品購入費（概ね1万円以上かつ耐用年数5年以上の物品は、「備品購入費」として取り扱います。）
- ☒ 団体の運営費及び人件費並びに施設の維持費
- ☒ 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- ☒ 事業実施団体等が支払ったことが明確に確認できない経費
- ☒ 事業のために執行したことを客観的に証明することができない経費

1 1 補助金交付決定後について

補助金の交付等にあたっては、下記のことをはじめ、高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」補助金交付要綱の定めを遵守していただきます。

1 事業実施について

(1) 領収書の保管

補助対象経費について、実績報告時に領収書の原本または写しを提出していただきます。

領収書の紛失やもらい忘れなど、実際に支出していても証明するものがない場合は対象にできませんので、取得や保管には十分ご注意ください。

また、領収書などの宛名が記載されていない場合や、団体の正式名称が記載されていない場合、購入したものが領収書から判別できない場合も、対象にできません。

領収書の日付については、補助金交付決定通知書の日付より後の日付である必要がありますので、ご注意ください。

(2) 活動状況の記録

事業に関する活動はその都度記録をしてください。

活動日や活動場所、参加人数や内容、活動の様子等の写真など、事業の進捗状況報告や実績報告などの際に必要となります。



2 事業実施期間中について

(1) 申請内容の変更及び中止等の取扱い

事業実施期間中における代表者変更、やむを得ない理由による申請内容の変更及び中止等の場合は、事前相談のうえ、各種変更届等を提出していただきます。なお、やむを得ない理由として、他の補助金を受けたことによる申請内容の取消または変更は認められません。

(2) 進捗報告書の提出・取材等の協力

年度途中で事業の実施状況を確認するため、進捗報告書を提出していただき、進捗状況報告会にご出席いただきます。また、活動状況を広く市民に知らせるため、活動中の取材や団体訪問をさせていただいたうえで、市ホームページで紹介をさせていただく場合や、補助金を受けた団体が取組の内容及び成果の報告並びに補助金についての意見を交換していただくことがありますので、ご協力をお願いします。

3 事業終了後について

(1) 事業の実績報告

補助を受けた団体には、事業終了後速やかに実績報告書を提出していただきます。実績報告書は、添付書類として、活動中の写真、作成した印刷物及び支出経費の領収書の写しを提出していただきます。実績報告書の提出がない場合は、補助金をお支払いできないことや、概算払いで支払われた補助金の全額又は一部を精算し、返還していただくことがあります。

(2) 補助金額の確定

実施した事業は、実績報告書の提出をもって事業完了とします。

事業の実施過程でやむを得ず事業の中止または内容変更等が発生した場合等は、補助金をお支払いできないことや、概算払いで支払われた補助金の全額又は一部を精算し、返還していただくことがあります。

(3) 成果物等の取扱いについて

高砂市「夢の代」補助金対象事業の成果物は、事務局へ提出していただきます。多くの市民の方に事業内容を知っていただけるよう、市のホームページ等で公開する場合があります。

1 2 「夢の代」ロゴマーク等の表示について

○広報物・成果物の作成にあたっての留意点

補助金の財源である税の使途を広く市民に理解いただくために、当該事業で作成する広報物（チラシ等）成果物には下記のとおり、『「夢の代」補助金対象事業』であることを表示してください。ロゴマークについて、加工や修正等はしないようにお願いいたします。表示が難しい場合は、別途ご相談ください。

<表示方法>（1、2 どちらも行ってください）

- 1 ロゴマークの表示
- 2 文言の明記

ロゴマークの表示

下記のロゴマークを視認しやすい箇所に表示してください。



※ロゴマークのデータは、高砂市ホームページ（ID：14168）からダウンロードできます。

文言の明記

『「夢の代」補助金』を活用していることを視認しやすい箇所に明記してください。

○明記する文言（どちらかで可）

- ・『令和9年度高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」補助金』
- ・『令和9年度高砂市「夢の代」補助金』

○文字サイズ

- A4サイズに明記する場合：16ポイント以上
- A3サイズに明記する場合：24ポイント以上
- A2サイズに明記する場合：36ポイント以上

例1：この●●は、『令和9年度高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」補助金』を活用して作成しました。

例2：この●●事業は、『令和9年度高砂市「夢の代」補助金』対象事業として実施しています。

13 よくある質問（FAQ）

Q 1. 写真クラブの活動やダンスサークルの活動は、対象事業になりますか？

A 1. いいえ。クラブやサークル等趣味的な活動については、対象外事業となります。

Q 2. 「営利活動を目的としない」団体とはどのような団体のことですか？

A 2. 事業によって得た利益を構成員等で分配しない団体を指します。したがって、事業実施にかかる実費相当の金額を参加者から徴収する等、適正な受益者負担を求めることや、寄附やクラウドファンディング等で活動資金を調達することは問題ございません。

Q 3. どのような団体が申請できますか？

A 3. 次のすべてを満たす団体が対象です。

- ・代表者及び構成員の過半数が、高砂市内に在住・在勤・在学していること
- ・3人以上のグループであること
- ・活動拠点が高砂市内にあること
- ・非営利の活動を行う団体であること

Q 4. 備品購入費は対象経費となりますか。

A 4. いいえ。概ね1万円以上かつ耐用年数5年以上の物品は、「備品購入費」として取り扱い、対象外経費となります。

Q 5. 講師や出演者への謝礼は対象になりますか？

A 5. 外部講師・専門家・出演者等への謝礼は対象となります。

ただし、報償費には上限があり、地域活性化事業では15万円以内、団体設立支援事業では1万5千円以内です。

Q 6. 食事代や弁当代は対象になりますか？

A 6. 外部講師等の昼食代等は対象となりますが、団体会員の食糧費等は補助対象外です。
なお、団体設立支援事業では食糧費自体が補助対象外です。

Q 7. 令和9年4月の事業に使用する印刷物やパンフレットを作成し、令和9年3月に支払う場合対象となりますか。

A 7. 対象となりません。令和8年4月以降の支出分が対象となります。

Q 8. 事業内容を途中で変更することはできますか？

A 8. 代表者の変更や、やむを得ない理由による事業内容の変更・中止等がある場合は、事前に地域振興課へご相談ください。必要に応じて変更届等の提出が必要です。

Q 9. 領収書は保管しておく必要がありますか？

A 9. はい。実績報告時に領収書の原本または写しを提出していただきます。

領収書がない場合や、宛名・購入内容等が確認できない場合は、実際に支出していても補助対象とできないことがあります。

Q 10. 事業で支払った費用で、領収書の代わりに請求書の提出は可能ですか。

A 10. いいえ。請求書では支払いをした証明にはなりません。納品書も同様です。ただし、別途振込明細書等支払いを証明する書類を添付していただくことで認められる場合があります。

Q 11. 団体名義の口座がない場合、補助金の受け取りは団体の代表者個人の口座でも可能ですか。

A 11. いいえ。代表者であっても個人口座への振込みは原則できませんので、団体名義の口座を開設してください。

Q 12. 補助金の支払い時期はいつですか？

A 12. 支払い方法は、事業完了前に支払われる「概算払い」と、事業完了後に支払われる「精算払い」の2つあります。概算払いについては、相手方登録の必要がありますので、別途「相手方登録申請書」を地域振興課へご提出ください。

Q 13. 他の補助金を受けている事業でも申請できますか？

Q 13. 国や地方公共団体（外郭団体を含む）から助成を受けている事業は対象外です。

事業名や団体名が異なっても、実質的に同一の事業と判断される場合は対象外となる場合があります。

○ご質問やご不明な点がございましたら、地域振興課へお問い合わせください。



山片蟠桃と「夢の代」

山片蟠桃は、寛延元年(1784年)に播磨国印南郡神爪村（現在の高砂市神爪）で播州木綿の取引を営む長谷川小兵衛の二男として生まれ、13歳で天下の台所と呼ばれた大坂に商家升屋の丁稚として奉公し、やがて分家となって山片を名乗る。

当時、大名貸しを行っていた升屋の経営は、仙台藩の財政難とともに危機的状況に陥っていた。山片は、仙台藩に建議、差し米の活用や藩札の発行などをさせ、仙台藩の再建を行うとともに大名貸し金の回収によって升屋の窮状を救った手腕才幹は有名である。

一方で、本業の傍ら勉学にも精を出し、懷徳堂(大坂の官許学問所)において中井竹山・履軒兄弟に儒学を、先事館では麻田剛立に天文学を学び、更に蘭学も修めて、その集大成として大作「夢の代」を著した。

「夢の代」は、享和2年（1802）から文政3年（1820）の19年を費やして脱稿したもので、12巻から成り、天文・地理・制度・経済などを網羅した幅広いものである。

山片はこの中で、地動説を唱え、独創的な宇宙論を展開するなど、その博学ぶりからも、両替商で茶事文道に通じ、「三貨図彙」（四四巻）を著した草間直方（通称鴻池屋伊助）とともに大阪の二大町人学者と呼ばれている。

また、「夢の代」は、ロシアの最高学術機関であるロシア科学アカデミーで初期唯物論の先駆的著作として紹介され、山片は「近世最大の思想家」として広く世界に知られた。

大阪府では、昭和57年、作家の司馬遼太郎の提唱により、大阪が生んだ世界的町人学者である山片蟠桃の名にちなむ国際文化賞として「山片蟠桃賞」を設け、顕彰している。

※本名、長谷川芳秀（幼名：有彌(ありみ)）といい、商人としての名は、升屋小右衛門。

「蟠桃」は雅号で、升屋の“番頭”をもじって付けたといわれている。



お申込み・お問合せ

高砂市 協働部 地域振興課

TEL：079-443-9006

FAX：079-443-0009

住 所：〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

受付時間：平日8：30～17：15

市ホームページはこちら

